

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 5日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市西淀川区大野三丁目7番196号	
氏名 古河ケミカルズ株式会社	
代表取締役社長 今井 伸	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6472-1131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	古河ケミカルズ株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪市西淀川区大野三丁目7番196号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：8,500百万円
③従業員数	115人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（別紙-1）

(第2面－1)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり（別紙-2）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類
排出量	2,715 t	50 t

(これまでに実施した取組)

・ 工程からの廃水の一部の有効利用及び設備の保守管理を強化することで減量化への取組みを実施している。（無機性汚泥）

・ 3Rの促進のため、「改善提案の募集」、「廃棄物の分別強化」を実施している。（全種類）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類
排出量	2,761 t	50 t

(今後実施する予定の取組)

これまでの取り組みを継続する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

各種産業廃棄物はすべて分別保管している。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

特になし。

(第2面－2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状			
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
5 t	18 t	t	t
②計画			
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
5 t	18 t	t	t

(第3面－1)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		

(第3面－2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状			
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
0 t	0 t	t	t
②計画			
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	1,948 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・工程からの廃水の一部の有効利用及び、設備の保守管理を強化することで減量化への取り組みを実施している。（無機性汚泥） ・3Rの促進のため、「改善提案の募集」、「廃棄物の分別強化」を実施している。（全種類）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	1,981 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状			
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t
②計画			
ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

(第5面－1)

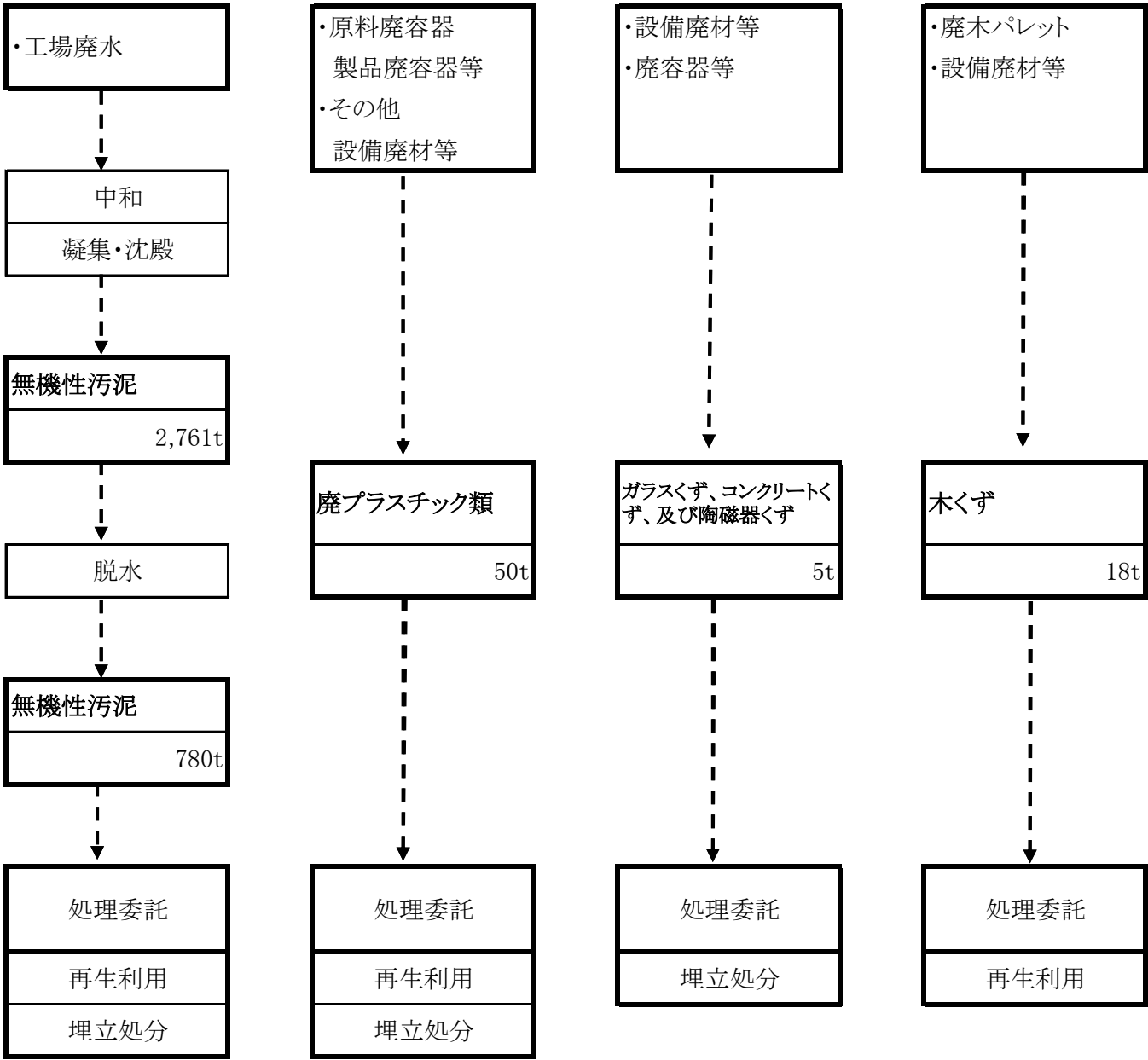
(第5面－2)

②計画	【目標】			②計画			
	産業廃棄物の種類	無機性汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	木くず		
	全 処 理 委 託 量	780 t	50 t	5 t	18 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	600 t	50 t	5 t	18 t	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	600 t	50 t	0 t	18 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)						
引続き処理状況の現地確認を行うこと及び再生利用業者及び優良認定処理業者への委託を推進する。							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[産業廃棄物発生工程フロー]



産業廃棄物の処理に係る管理体制図

